

柳井市地域公共交通計画策定支援業務について公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和6年5月15日

柳井市地域公共交通協議会 会長 井 原 健太郎

1 業務の概要

(1) 業務名

柳井市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務場所

柳井市全域

(3) 業務内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(4) 業務委託契約の履行期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

(5) 業務委託契約の概算予定価格の上限

9, 100, 300円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 柳井市建設工事等入札参加資格（土木関係建設コンサルタント業務）を有する者であること。

(3) この手続開始の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、柳井市、他の地方公共団体又は国のいずれかから建設工事等の請負契約に係る指名停止措置を受けている者ではないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(7) 地域公共交通計画策定に係る業務の受託業務実績又はそれに準ずる業務実績を有している

こと。

(8) 次のいずれかの資格を有する管理技術者を配置できること。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設）

イ 技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）

3 手続等

別紙「柳井市地域公共交計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル応募要項」のとおり。

4 スケジュール（予定）

募集開始	令和6年5月15日（水）
質問受付期限	令和6年5月24日（金）
参加表明書提出期限	令和6年5月27日（月）
参加表明書の審査結果通知	令和6年5月31日（金） 予定
企画提案書等に係る質問受付期限	令和6年6月14日（金）
企画提案書等提出期限	令和6年6月18日（火）
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和6年6月25日（火） 予定
委託候補者の特定、契約締結及び業務開始	令和6年6月下旬

5 連絡先

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号

柳井市地域公共交通協議会事務局

（柳井市役所 経済部 商工観光課内）

担当：山縣、地久里

電話番号 0820-22-2111（内線 369）

ファクス番号 0820-23-7474

メールアドレス shokokanko@city-yanai.jp